

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
8月2日  
(金曜日)

## 目次

○告示

保安林の指定(森林整備課).....一

土砂災害警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課).....二

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....三

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課).....三

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....四

○公告

一般競争入札の実施(情報企画課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(六件)(商政課).....六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....一〇

契約の締結(物品管理課).....一〇



### 山口県告示第百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林の所在場所

長門市三隅下字城ノ腰二九八、二九九、三〇一、三〇三、三〇四、四〇三八の一、四〇三九、四〇四〇、四〇四一の一、四〇四一の三、字三把ヶ浴一〇〇三七の二、一

〇〇三七の五、字森一〇〇七〇、字地吉一〇〇七八の五、一〇〇七八の七、字城山一〇〇八〇の一、一〇〇八〇の二、字鑄者師釜一〇〇九の一、一〇〇九の四、三隅上字四ノ瀬四六六、四六八、四六九、三隅中字西河内一〇二二の一

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市三隅下字城ノ腰四〇三九・字地吉一〇〇七八の五・三隅上字四ノ瀬四六六・四六九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐中字高畑一〇二八二から一〇二八五まで、一〇二八七、字山無一〇二九五、一〇二九六、字有ヶ浴一〇三九四、一〇三九七、一〇四〇一、一〇四〇六から一〇四〇八まで、一〇四一〇、字埴一〇四〇三から一〇四〇五まで、字埴ノ浴一〇四一五から一〇四二二まで

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐中字高畑一〇二八二・一〇二八三・字山無一〇二九五・一〇二九六・字有ヶ浴一〇三九四・一〇四〇八・一〇四一〇(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字椿東字鳥越二六〇の一、二六〇の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百二十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二日

一 解除に係る区域の名称

山口県知事 村岡 嗣 政

山田(一)(42)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

伊保庄(一)(69)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称  
小野田(一)(17)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百十六号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称  
山田(一)(42)

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称  
伊保庄(一)(69)

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称  
小野田(一)(17)

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百十七号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百二十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称  
山田(一)(42)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百十八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示

(平成二十七年山口県告示第三百八十九号) により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
伊保庄(一)69
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
小野田(一)17
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
山田(一)42
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
伊保庄(一)69
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称  
小野田(一)17
  - 二 区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)



(七二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

- (一) 物品等の名称及び数量

サーバ用プリンタ 一式

- (二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 使用期間

令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間

- (四) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

- (三) 受領期限

令和元年九月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年九月十三日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

- (二) 日時

令和元年九月十三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年八月二十六日午後五時十五分までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課（電話〇八三一九三三二二八六〇）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Printers for Servers
- (3) Use term: From January 1, 2020 to December 31, 2024
- (4) Use place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 12, 2019 (In case of bringing a tender:

10:00 A.M., September 13, 2019)

(七二) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、令和元年八月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗舗の名称及び所在地  
名 称 アルク彦島店  
所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社中村屋	—

四 届出年月日

令和元年七月八日

五 変更年月日

平成三十年三月三十一日

- 一 大規模小売店舗舗の名称及び所在地  
名 称 アルク彦島店  
所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社フローストタナカ	防府市大字西浦三二四七	防府市大字西浦一三七八の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	田中 昭夫	田中 竜嗣

四 届出年月日

令和元年七月八日

五 変更年月日

令和元年五月七日

(七三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年八月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野食品産業株式会社	—

四 届出年月日

令和元年七月八日  
変更年月日

平成二十三年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ベーカーリーメルシー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	宇部市新天町二丁目四番二二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	安田 耀夫

四 届出年月日

令和元年七月八日

五 変更年月日

平成二十四年九月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 後
〃	〃	有限会社フーリス トタナカ	防府市大字西浦三 四七	防府市大字西浦三 四七	防府市大字西浦一 三七八の一
田中 昭夫	田中 昭夫				田中 竜嗣

四 届出年月日  
令和元年七月八日  
五 変更年月日  
令和元年五月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルク西宇部店  
所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 後
〃	〃	有限会社フーリス トタナカ	防府市大字西浦三 四七	防府市大字西浦三 四七	防府市大字西浦一 三七八の一
田中 昭夫	田中 昭夫				田中 竜嗣

四 届出年月日  
令和元年七月八日  
五 変更年月日  
令和元年五月七日

(七四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、令和元年八月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政  
課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
令和元年八月二日  
山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルク三田尻店  
所在地 防府市大字新田一一一の五  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 後
〃	〃	有限会社フーリス トタナカ	防府市大字西浦三 四七	防府市大字西浦三 四七	防府市大字西浦一 三七八の一
田中 昭夫	田中 昭夫				田中 竜嗣

四 届出年月日  
令和元年七月八日  
五 変更年月日  
令和元年五月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルク中関店  
所在地 防府市大字田島一四九七の二  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男  
三 変更に係る事項の概要



変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 防府市大字西浦三二四七	変更後 防府市大字西浦一三七八の一
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	田中 昭夫	田中 竜嗣

四 届出年月日  
令和元年七月八日  
五 変更年月日  
令和元年五月七日

(七五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、令和元年八月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二日  
山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク今宿店  
所在地 周南市新宿通五丁目二四  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六  
代表者の氏名 田中 康男  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 防府市大字西浦三二四七	変更後 防府市大字西浦一三七八の一
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	田中 昭夫	田中 竜嗣

四 届出年月日  
令和元年七月八日  
五 変更年月日  
令和元年五月七日

(七六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、令和元年八月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二日  
山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク光井店  
所在地 光市光井四丁目三三番一号  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六  
代表者の氏名 田中 康男  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 防府市大字西浦三二四七	変更後 防府市大字西浦一三七八の一
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	田中 昭夫	田中 竜嗣

四 届出年月日  
令和元年七月十日  
五 変更年月日  
令和元年五月七日

(七七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、令和元年八月二日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ山口  
 所在地 山口市維新公園五丁目二番一―二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所  
 三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 橋 正喜
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社チヨダ	舟橋 浩司	澤木 祥二

- 四 届出年月日  
 令和元年七月十九日
- 五 変更年月日  
 平成三十一年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 フジ小郡店  
 所在地 山口市小郡下郷八一二の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所  
 株式会社エネルギー& B パートナーズ 広島市中区小町四番三三三号 代表者の氏名 松村 秀雄
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	変更後
高木 廣治	松村 秀雄	

- 四 届出年月日  
 令和元年七月二十二日
- 五 変更年月日  
 令和元年六月二十四日

(七八) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成三十一年三月八日山口県公告（五四）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
 当該意見は、令和元年八月二日から同年九月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス山の田店  
 所在地 下関市山の田本町一の六
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(七九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量

- 三 警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
令和元年七月十二日
  - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
中国芝浦電子株式会社 山口市宝町一番七六号
  - 六 落札金額  
三千五百四十五万七千八百八十四円
  - 七 入札公告日  
令和元年五月三十一日
  - 八 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格

令和元年八月二日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁